

利用の手引き

1 別表にあるシミュレータの利用については、担当科の医師の指導を要する。指導の可否を確認した上での許可となるため、利用の 1 週間前までに申請書をセンター職員に提出すること。なお、それぞれのシミュレータのインストラクターとして認定された者は、担当科の指導なく利用できる。

2 時間外利用については、あらかじめ利用許可を得た者に限り、使用できるものとし、利用許可書に記載されたロックナンバーにて解錠できることとする。

3 別表